

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和元年 10 月 10 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900098号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900019号

第1 結論

昭和43年*月から昭和52年8月までの請求期間及び昭和59年1月から平成11年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和43年*月から昭和52年8月まで
② 昭和59年1月から平成11年12月まで

私は20歳になった昭和43年*月頃にA県B市役所に出向き、同市役所において国民年金の加入手続を行った。請求期間①及び②に係る国民年金保険料は、私の妻が毎月自宅に来ていた集金人に、納付書に現金を添えて、私の保険料を納付してくれていた。

しかし、年金記録を見ると、請求期間①及び②が未加入期間となっており、当時納付した時に受け取った領収書は廃棄してしまったため、所持していないが、間違いなく、当該期間の国民年金保険料を納付しているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった昭和43年*月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②に係る国民年金保険料は、毎月、妻が集金人に納付書に現金を添えて納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、請求者の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより、複数の読み方による氏名検索を行ったが、請求者に対して払い出された記号番号は確認できず、請求者は請求期間①及び②において国民年金に未加入であったことから、請求者の妻は、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間①について、当時のB市の広報誌によると、国民年金保険料の納付方法は、被保険者等が3か月単位で保険料を納付し、納付時に国民年金手帳に国民年金印紙を貼付して、検認印を押印する(印紙検認)方式であり、昭和49年4月に納付書(3か月単位)による納付方法に変更されたものの、毎月、国民年金保険料を納付したとする請求者の主張を裏付ける事情は見当たらない。

さらに、請求期間②について、B市は、集金人による国民年金保険料の徴収は昭和53年3月までである旨回答しており、このことも請求者の主張と符合しない。

加えて、請求期間①及び②は300月(25年)以上と長期間である上、請求者は、当該期間における国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者の国民年金保険料を納付したとされる妻は既に亡くなっていることから、当時の具体的な納付状況を確認することができない。

このほか、請求者の妻が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900090号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900082号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正7年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和24年2月1日から昭和27年6月1日まで

父(訂正請求記録の対象者)は、昭和10年にA社に入社し、昭和19年2月から昭和20年12月までの期間においては同社の子会社であるB社に勤務し、その後、昭和21年1月に再びA社に戻り、同社においてC社に入社する直前(昭和27年5月)まで継続して勤務した。

しかし、そのうちA社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和24年2月1日から昭和27年6月1日までの期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。

母が生前に行った訂正請求については、年金記録の訂正は必要でないとする決定が通知されたが、調査の内容や決定結果に納得がいかないので、母に代わって私が再度訂正請求を行う。

厚生局の調査において、役員の自宅から出てきたとしてA社から提出された当時の従業員名簿には、父の名前が見当たらないと聞いているが、私は、同社の会長から、空襲で資料は全焼してしまったと聞いている上、戦後の混乱期に、従業員の出入りをきちんと把握できていたとは思えない。

また、父の妹は、上申書に記載しているように、父がA社に勤務していたと明確に証言してくれるので、再調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者に係る訂正請求については、i) A社から提出された昭和24年7月現在の従業員名簿において、訂正請求記録の対象者の氏名は見当たらない上、オンライン記録において、請求期間当時に同社における厚生年金保険の被保険者記録の有る元従業員に照会したが、訂正請求記録の対象者を知っていると回答した者はいないこと、ii) 訂正請求記録の対象者の妻及び子は、「請求期間当時の給与明細書等は保管しておらず、給与支給額及び厚生年金保険料控除額については分からない。」旨陳述している上、A社は、「提出した昭和24年の従業員名簿は当社の現会長が保管していたものであり、当該従業員名簿以外に請求期間当時の資料は現存しないので、訂正請求記録の対象者に係る勤務実態等については確認することができない。」旨回答していることなどから、既に平成27年11月11日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする近畿厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、i) 前述の従業員名簿について、当時の資料は空襲で全焼してしま

ったと聞いている上、戦後の混乱期に、従業員の出入りをきちんと把握できていたとは思えない、ii) 父の妹が、請求期間に父がA社に勤務していたと明確に証言してくれるとして、再度訂正請求を行っている。

しかしながら、A社から提出された従業員名簿を見ると、表紙に「昭和24年7月」と記載されており、当該年月は終戦後であり、かつ、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和24年2月1日の5か月後であるところ、当該従業員名簿に訂正請求記録の対象者の氏名は見当たらない一方で、当該従業員名簿のD本店欄に記載された取締役社長を除く29人については、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿（事業所記号は*）における昭和24年7月時点の厚生年金保険被保険者（29人）と被保険者数及び氏名が一致しているなど、当該従業員名簿の記載内容に不自然な点は見当たらない。

また、訂正請求記録の対象者の妹に対し、再度事情照会したところ、同人は、訂正請求記録の対象者のA社における勤務について、「A社に勤務し、一時E市にいたことは記憶しているが、いつまで勤務したかは記憶しておらず、請求期間に勤務していたか否かは分からない。」旨回答及び陳述している。

このほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。